

日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する指針

本指針は、令和8年4月10日に締結した「日本水道協会東北地方支部災害時相互応援に関する協定書」（以下「協定」という。）第18条に基づき、協定の実施に関して必要な事項を定めるものである。

1 用語の定義

- (1) この指針において「手引き」とは、日本水道協会発行の「地震等緊急時対応の手引き」をいう。
- (2) この指針において「手引き様式」とは、手引きの様式をいう。
- (3) この指針において「先遣調査隊」とは、手引きに定めるものと同一であり、被害状況を早期に調査・把握するとともに、応援要請の決定及び受入体制が速やかに行われるようにすることを目的として被災会員へ派遣される部隊をいう。
- (4) この指針において「現地調整隊」とは、手引きに定めるものと同一であり、被害情報の把握・集約や関係者への情報共有を図ることにより応援活動に係る調整、国・関係団体等との連絡調整を図り円滑な応援体制の確立に寄与することを目的として被災会員へ派遣される部隊をいう。

2 相互応援に向けた態勢確保

- (1) 地方支部長及び県支部長は、各支部内で災害等が現に発生し又は発生するおそれがある場合に、災害等の種別に応じて別表1のとおり相互応援に向けた態勢を確保する。

3 情報連絡（第3条関係）

- (1) 県支部長は、県支部内で震度5弱以上の地震が発生した場合及びその他の災害により甚大な水道の被害が現に発生し又は発生するおそれがある場合に、水道の被害状況や応援要請の有無等を確認のうえ、その結果を地方支部長に連絡する。この場合において県支部長への連絡の無い会員に対しては、県支部長の働きかけにより連絡体制を確立し、被害状況等の早期把握に努める。
- (2) (1)において連絡を受けた地方支部長は、連絡のあった県支部長以外の県支部長に情報連絡（応援要請がない場合には電子メールやFAX等による情報連絡）を行う。(1)の場合において連絡の無い県支部に対しては、地方支部長の働きかけにより連絡体制を確立し、被害状況等の早期把握に努める。
- (3) 地方支部長は、土日祝祭日及び夜間等においても県支部長との情報連絡が可能となる災害時連絡表を年度当初に作成し、県支部長に配付する。
- (4) 地方支部長は、災害時における情報連絡体制を確保するため、地方支部及び県支部の事務局に災害時に活用できる通信手段を配備する。
- (5) 地方支部長及び県支部長は上記通信手段の他、固定電話や携帯電話、電子メール、FAX、コミュニケーションアプリ等を活用して災害時における情報連絡体制を確立する。
- (6) 地方支部長及び県支部長は、通常利用する通信手段による連絡が不能となった場合を想定し、平時より災害時に活用できる通信手段による通話確認等を行い情報連絡体制の確立に向けた準備をしておく。

4 情報連絡調整（第4条関係）

（1）被災県支部長が行う情報連絡調整は、以下のとおりとする。

- ①被災会員との連絡調整
- ②地方支部長との連絡調整
- ③水道の被害等に関する情報収集及び応援受入体制の調整支援（震度6（強）以上の地震又は被災会員との協議により、被災県支部内の会員等を先遣調査隊として現地に派遣）
- ④被災県支部内の被害状況の取りまとめ
- ⑤被災県支部内の応援会員及び地方支部長に対する応援要請（規模及び内容等の決定）
- ⑥必要に応じて東北地方整備局への被害状況や応援要請等の情報共有
- ⑦前各号のほか必要な事項

（2）応援県支部長が行う情報連絡調整は、以下のとおりとする。

- ①応援会員との連絡調整
- ②地方支部長との連絡調整
- ③応援県支部内の応援会員に対する応援要請（規模及び内容等の決定）
- ④応援県支部内の応援活動状況の取りまとめ
- ⑤前各号のほか必要な事項

（3）地方支部長が行う情報連絡調整は、以下のとおりとする。

- ①被災県支部長との連絡調整
- ②応援県支部長との連絡調整
- ③日本水道協会本部との連絡調整
- ④応援受入体制の調整支援（震度6（強）以上の地震において、被災県支部からの派遣が困難な場合又は関係支部長との協議により、地方支部内の会員等を先遣調査隊として現地に派遣
※震度6（弱）以下の地震又はその他災害等については被災会員との協議により派遣）
- ⑤水道の被害等に関する情報収集（広域災害等において日本水道協会救援本部からの派遣が困難な場合または今後複数の地方支部に応援が拡大することが想定される場合、日本水道協会救援本部長からの依頼又は必要に応じて、関係県支部長と調整のうえ、地方支部内の会員等を現地調整隊として現地に派遣）
- ⑥地方支部内の被災状況の取りまとめ
- ⑦応援県支部長及び日本水道協会本部に対する応援要請（規模及び内容等の決定）
- ⑧地方支部内の応援活動状況の取りまとめ
- ⑨前各号のほか必要な事項

（4）地方支部長及び県支部長は、被災会員と調整のうえ、日本水道協会の枠組み以外による応援活動（都市間協定、全国市長会、全国町村会、自衛隊等）についても適宜情報集約するよう努める。

（5）地方支部長都市が被災し情報連絡調整を行うことができない場合に、地方支部長の職務を代行又は補佐する会員については、別表2を参考に地方支部長が決定する。

（6）情報連絡調整に関する手順及び書類様式は、以下のとおりとする。

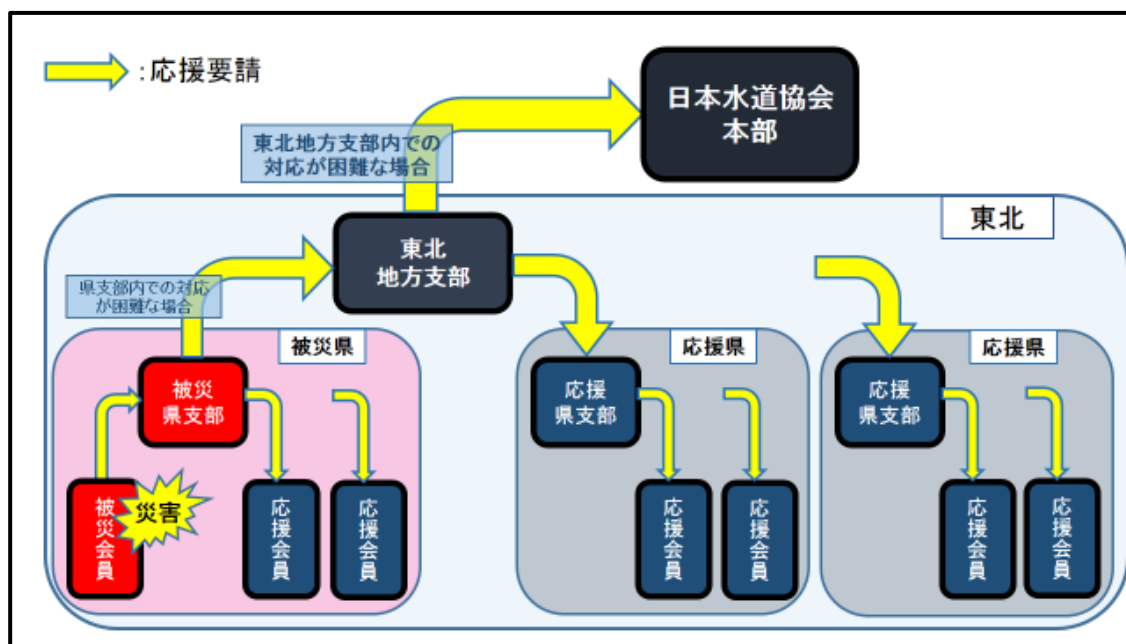
- 情報連絡・応援要請・出勤・応援活動フロー（東北地方支部資料1）
被害・応援要請情報（手引き様式2）
先遣調査隊の派遣について（手引き様式3）

5 地方支部現地救援本部（第5条関係）

- （1）地方支部現地救援本部は、地方支部長、被災県支部長、応援県支部長、応援会員、その他必要がある者により構成する。
- （2）地方支部現地救援本部の本部長は、地方支部長が指名する。
- （3）地方支部現地救援本部の役割は、以下のとおりとする。
 - ①被害状況の把握（手引き様式28）
 - ②応援活動の把握と応援要請の調整
 - ③被災会員との連絡調整
 - ④応援隊の受け入れ支援
 - ⑤応援会員との連絡調整
 - ⑥被災会員の支援
- （4）地方支部現地救援本部に関する書類様式は、以下のとおりとする。
水道給水対策本部の（設置・変更）について（手引き様式10）（適宜改変して使用）

6 応援要請（第6条関係）

- （1）応援要請の基本的な流れは、以下のとおりとする。



- （2）応援要請は、以下の事項を明らかにし、文書で行うものとする。

- ①被害の状況
- ②要請する応援活動の内容
- ③必要とする応援隊の班数
- ④必要とする資機材等の品目及び数量
- ⑤応援活動の期間及び場所
- ⑥参集場所（参集場所までの経路図を含む）及び参集時刻
- ⑦連絡担当者等
- ⑧前各号のほか必要な事項

- （3）災害の状況により文書で応援要請を行う暇がないときには、口頭で応援要請を行うことができるものとするが、状況が改善した後、速やかに応援要請書を要請先に提出するものとする。

- (4) 感染症のまん延などにより、東北地方支部内において都市間・地域間の移動が制限されている場合であっても、応援要請を行うことができるものとする。ただし、応援会員の都市間・地域間の移動が法令等に違反する場合を除く。(東北地方支部資料2)
- (5) 応援要請に関する手順及び書類様式は、以下のとおりとする。
 - 情報連絡・応援要請・応援活動フロー(東北地方支部資料1)
 - 被害・応援要請情報(手引き様式2)
 - 応援要請書(手引き様式5)
 - 応援要請書(地方支部・県支部用)(応援様式1)

7 応援活動(第7条関係)

- (1) 被災会員は、応援活動を指揮する。
- (2) 応援隊は、被災会員の指示に従い応援活動を行う。
- (3) 応援会員は、応援隊の交替に際して応援活動の内容が確実に引き継がれるよう配慮する。

8 応急給水(第7条(1)関係)

- (1) 会員は、応急給水隊の受け入れを想定し、円滑な応急給水活動が展開できるよう、以下の事項が明記された応急給水マニュアル等を準備しておくこと。
 - ① 応急給水の方法
 - ② 給水基地となる水道施設等
 - ③ 応急給水拠点の位置
 - ④ 給水車、資機材等の保有リスト
 - ⑤ 応急給水作業に関する指示・報告書類の様式
 - ⑥ 応急給水隊との連絡方法
- (2) 県支部長は、県支部内の会員が作成した応急給水マニュアル等の内容の把握に努める。
- (3) 被災会員は、応急給水を行うにあたり、応急給水計画を策定し、その計画に基づいて応急給水隊の応援活動を指揮する。
- (4) 被災会員及び応援会員は、応援活動にあたり感染症の影響が懸念される場合においては、資料2を準用した対策を講じる。
- (5) 応急給水に関する手順及び書類様式は、以下のとおりとする。
 - 情報連絡・応援要請・出勤・応援活動フロー(東北地方支部資料1)
 - 給水車準備・活動状況(手引き様式6)(手入力用)
 - 給水車準備・活動状況(手引き様式6)(給水車DB連動版)
 - 応急給水応援体制報告書(手引き様式15)
 - 応急給水作業指示書(手引き様式16(表))
 - 応急給水作業報告書(手引き様式16(裏))
 - 応急給水作業予定表(手引き様式17)
 - 応急給水作業集約表(手引き様式18)
 - 水道施設被害状況等調査票(手引き様式19)

9 応急復旧(第7条(2)関係)

- (1) 会員は、応急復旧隊の受け入れを想定し、円滑な応急復旧活動が展開できるよう、以下の事

項が明記された応急復旧マニュアル等を準備しておくこと。

- ①応急復旧の方法
- ②復旧優先路線の設定
- ③応急復旧の手順
- ④用地、資機材等の確保
- ⑤施設図、配水系統図、配水系統変更図等
- ⑥応急復旧作業に関する指示・報告書類の様式
- ⑦応急復旧隊との連絡方法
- ⑧応急復旧作業記録の整備

(2) 県支部長は、県支部内の会員が作成した応急復旧マニュアル等の内容の把握に努める。

(3) 被災会員は、応急復旧を行うにあたり、応急復旧計画を策定し、その計画に基づいて応急復旧隊の応援活動を指揮する。

(4) 被災会員及び応援会員は、応援活動にあたり感染症の影響が懸念される場合においては、資料2を準用した対策を講じる。

(5) 応急復旧に関する手順及び書類様式は、以下のとおりとする。

情報連絡・応援要請・出勤・応援活動フロー（東北地方支部資料1）

応急復旧応援班準備・活動状況（応援様式2）

応急復旧現地活動状況（手引き様式7）

応急復旧応援体制報告書（手引き様式20）

漏水調査受付書（手引き様式21（表））

漏水調査報告書（手引き様式21（裏））

応急復旧活動対応表（手引き様式22）

管路修理報告書（手引き様式23）

管路修理集約表（手引き様式24）

管路被害算定表（管種・口径・被害形態別）（手引き様式25）

黒板（撮影表示板）の作成（手引き様式26）

10 資機材の提供（第7条（3）関係）

(1) 会員は、水道の被害が発生した場合の対応に必要な資機材を平時より準備する。（参考資料：別表3及び別表4）

(2) 会員は、資機材の備蓄及び整備状況を年度当初に調査し、その状況を把握する。

(3) 地方支部長は県支部長と協力し、地方支部内の会員による資機材の保有状況を毎年度第1四半期に調査し、調査結果を各県支部長と共有する。（調査様式1～6）

(4) 被災会員は、資機材提供の応援要請に際して、必要となる資機材を選定する。（参考資料：別表3及び別表4）

11 工事事業者等の斡旋（第7条（4）関係）

(1) 会員は、大規模な災害が発生した場合に備え、管工事協同組合及び漏水調査会社との協定締結等により会員以外的人员、資機材及び技術力等について応援や協力が得られる体制の構築に努める。

1 2 応援隊の派遣（第8条関係）

- （1）応援会員は、応援隊を派遣する際に、応援活動の内容に応じて必要な資機材を携行させるほか、必要な装備を携行させる。（参考資料：別表3～5）
- （2）応援会員が応援隊を派遣する場合の基本編成は、以下のとおりとする。
 応急給水隊（別表6）・応急復旧隊（別表7）

1 3 応援隊の受け入れ（第9条関係）

- （1）会員は、協定に基づく応援隊の受け入れを想定し、円滑な受け入れができるよう、応援隊の受け入れマニュアル等を準備しておくこと。
- （2）会員は、協定に基づく応援隊の受け入れを想定し、応援隊の宿泊施設や駐車場、会議室及び電源の確保等について、予め検討しておく。
- （3）被災会員は、応急給水の状況及び被災した水道施設の復旧状況並びに燃料の補給場所等に関する情報を、定期的に応援隊に提供できるよう、定時ミーティング等の機会を設ける。

1 4 中継会員（第10条関係）

- （1）中継会員は、情報が不明確で応援隊の活動場所等が確定されない等の状況において遠方から派遣される応援隊の当面の目的地となる。
- （2）中継会員は、応援隊の休憩場所や応援車両の駐車場の提供等、応援会員の移動補助を目的とした活動を行う。
- （3）中継会員は、応援隊の休憩場所や駐車場の提供にあたり、既存の庁舎や敷地を開放するなど、特段の費用負担が生じないように留意する。やむを得ず費用が発生する場合には、応援活動の費用負担に準じて扱うものとする。
- （4）中継会員に関する書類様式は、以下のとおりとする。
 中継水道事業体使用可能施設報告書（手引き様式8）

1 5 支援拠点会員（第11条関係）

- （1）支援拠点会員の役割は、以下のとおりとする。
 - ①給水基地の提供
 - ②応援隊の宿泊施設確保の補助
 - ③被災県支部長等との情報連絡の補助
- （2）支援拠点会員は、応援隊の休憩場所や駐車場の提供にあたり、既存の庁舎や敷地を開放するなど、特段の費用負担が生じないように留意する。やむを得ず費用が発生する場合には、応援活動の費用負担に準じて扱うものとする。
- （3）支援拠点会員に関する書類様式は、以下のとおりとする。
 支援拠点水道事業体の（設置・変更）について（手引き様式9）

1 6 応援活動の終了（第12条関係）

- （1）応援活動の終了に関する書類様式は以下のとおりとする。
 応援活動に関する（報告・通知）書（応援様式3）

1 7 応援活動の費用負担（第13条関係）

- (1) 被災会員と応援会員の費用負担の区分は別表8のとおりとする。
- (2) 先遣調査隊の活動は応援活動の前提となる行為であるため、派遣に要する費用は被災会員が負担とする。(別表8)
- (3) 会員が自身の判断で現地に赴き水道の被害等に関する情報収集を行う費用については、当該会員の負担とする。ただし、地方支部長の依頼に基づく先遣調査隊としての情報収集を行う場合を除く。
- (4) 応援会員が国及び地方公共団体等から応援活動に要した費用の補填を受けた場合に、被災会員はその補填額を差し引いた金額を負担する。
- (5) 応援会員が応援活動を行うにあたり特別に費用を要した場合には、その費用を被災会員が負担する。
- (6) 応援会員が資機材を被災会員に提供した場合は、協議のうえ当該資機材の同等品又は購入金額により被災会員が負担する。

18 その他

- (1) 災害時の相互応援に関して本指針に定めのない事項については、手引きに記載の方法による。

附則

(適用)

この指針は、平成9年5月1日から適用する。

附則(平成18年3月23日改定)

(適用)

この指針は、平成18年3月23日から適用する。

附則(平成26年4月11日改定)

(適用)

この指針は、平成26年4月11日から適用する。

附則(令和2年8月14日改定)

(適用)

この指針は、令和2年8月14日から適用する。

附則(令和8年4月10日改定)

(適用)

この指針は、令和8年4月10日から適用する。

別表・資料・様式一覧

1. 別表

記号番号	名 称
別表 1	相互応援に向けた東北地方支部長及び県支部長の態勢
別表 2	地方支部長被災時の職務代行・補助者
別表 3	応急給水資機材一覧
別表 4	応急復旧資機材一覧
別表 5	装備品一覧
別表 6	応急給水隊の編成
別表 7	応急復旧隊の編成
別表 8	費用負担の区分

2. 資料

記号番号	名 称
資料 1 ★	情報連絡・応援要請・応援活動フロー
資料 2	新型コロナウイルスの感染が懸念される状況における応援活動の留意点

3. 調査様式

記号番号	名 称
調査様式 1	資材（管類・継手類）の保有状況
調査様式 2	給水車等の保有状況
調査様式 3	拠点給水用ソフトタンク・バッグ・バルーンの保有状況
調査様式 4	応急給水袋・ポリタンクの保有状況
調査様式 5	その他（ペットボトル・備蓄水等）の保有状況
調査様式 6	事業体毎の機材等保有状況

4. 応援様式

記号番号	名 称
応援様式 1 ★	応援要請書（地方支部・県支部用）
応援様式 2 ★	応急復旧応援班準備・活動状況
応援様式 3	応援活動に関する（報告・通知）書

5. 手引き様式

記号番号	名 称
手引き様式 2 ★	被害・応援要請情報
手引き様式 3	先遣調査隊の派遣について
手引き様式 5 ★	応援要請書（被災事業体用）
手引き様式 6 ★	給水車準備・活動状況
手引き様式 7	応急復旧現地活動状況
手引き様式 8	中継水道事業体使用可能施設報告書
手引き様式 9	支援拠点水道事業体の（設置・変更）について
手引き様式 10	水道給水対策本部の（設置・変更）について
手引き様式 15 ★	応急給水応援体制報告書
手引き様式 16（表）	応急給水作業指示書
手引き様式 16（裏）	応急給水作業報告書
手引き様式 17	応急給水作業予定表
手引き様式 18	応急給水作業集約表
手引き様式 19	水道施設被害状況等調査票
手引き様式 20 ★	応急復旧応援体制報告書
手引き様式 21（表）	漏水調査受付書
手引き様式 21（裏）	漏水調査報告書
手引き様式 22	応急復旧活動対応表
手引き様式 23	管路修理報告書
手引き様式 24	管路修理集約表
手引き様式 25	管路被害算定表（管種・口径・被害形態別）
手引き様式 26	黒板（撮影表示板）作成
手引き様式 28	水道施設の被災・復旧状況一覧表

★：災害発生から応援隊出動までの初動期に使用するフロー及び様式